- 1 件 名 平成31年度(令和元年度)第1回古賀市情報公開・個人情報保護運 営審議会
- 2 日 時 令和元年9月11日(水)14時00分~15時00分
- 3 場 所 市役所第2庁舎302会議室
- 4 出席委員 三輪委員、荻委員、近藤委員、井手上委員、小牧委員、渡邊委員
- 5 事務局 小山総務課長、総務課政策法務係(西村、南正覚、古田)
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容 ①委嘱書の交付
  - ②会長の互選
  - ③会議の公開等について
  - ④平成30年度古賀市情報公開制度運用状況報告
  - ⑤平成30年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告
  - ⑥その他
- 8 会議概要 (要約筆記)
  - 1:○事務局

(挨拶)

(会長を三輪委員、職務代理者を荻委員に決定)

2:〇会長

(挨拶)

平成30年度古賀市情報公開制度運用状況報告について、事務局より説明をお願いする。

3:○事務局

平成30年度古賀市情報公開制度運用状況の概要について説明する。

平成30年度市政情報開示請求件数は延べ48件となっている。

開示請求者の内訳は、市内からの請求が19件、市外からの請求が29件で、 市内からの請求19件のうち18件が個人からのもの、1件が団体からのものと なっている。市外からの請求29件のうち13件が個人、16件が団体からのも のになっている。

情報公開を実施した機関別の開示請求件数では、市長部局が35件、教育委員会が9件、選挙管理委員会が1件、公営企業管理者が3件となっている。

開示請求に対する決定の状況は、全部開示が21件、部分開示が23件で、不 開示が4件となっている。

不開示、部分開示の理由別内訳は、個人に関する情報が13件、法人に関する情報が15件、不存在によるものが6件となっている。重複する理由があるため、3番の表の部分開示23件と不開示4件の合計件数27件と、4番の表の合計件数の34件は一致していない。なお、これらの決定に対する不服申し立てはなされていない。

### 4:〇会長

2ページの年度別開示請求件数について市外からの件数が増えているが何か大きな要因があるのか。

## 5:○事務局

大きな要因というのは特にないが、工事についての開示請求が多くなっており、 古賀市外の業者からの請求が増えているのではないかと推測される。

6:○委員

2ページの年度別開示請求件数について平成26年と比較して約3倍近く件数が伸びているが何か上昇する要因はあるのか。

7: 〇事務局

情報公開の制度の周知により件数が伸びていると考える。また、山側の地域についての下水工事が大幅に始まったことにより、設計書についての請求が増えているのも一つの要因として考えられる。

8:○会長

3ページの実施期間別開示件数について、市長部局と教育委員会など比率は同じように伸びているのか。

9:○事務局

比率としては、同じように伸びている。

10:○委員

詳細一覧表の9、44の請求については、毎年定期的に請求される方なのか。

11:○事務局

定期的に請求される方で、同じ方である。

12:○委員

その方は、取得した資料に基づいて、新たに開示請求をされるのか。

13:○事務局

新たに開示請求する場合もある。また、組織の意思決定がどういった形で形成 されているのかを調査されているようだ。

14:○委員

その方は、個人の方か。

15:○事務局

個人の方である。

16:○会長

詳細一覧表の30の請求について、どのような意図で請求されたのか、どういった資料を開示したのか。

17:○事務局

個人情報保護条例の解釈、運用が分かる資料が欲しいとのことだったので、古 賀市情報公開事務の手引きを開示している。

18:○会長

審議会のあり方について疑問をもたれたのか。

19:○事務局

そうではないと思われる。

20:○会長

個人として、条例がどのようなものなのかを知りたかったということなのか。

### 21:○事務局

古賀市が個人情報をどのように取り扱っているのかを知りたかったのではないかと思われる。

### 22:○委員

不開示が不存在以外の理由でないのは非常に優秀である。請求者側が事前に分かっているのか。例えば、窓口で事前に不開示になる旨を教示したのか。

### 23:○事務局

請求者に対して、事前に教示するなどといったことは行っていない。

不開示事由に該当しない場合は、開示しなければならない。不開示情報にあたる部分は、なるべく少なく解釈するようにし、一部開示として最小限度の黒塗りで開示するようにしている。

### 24:○委員

不服申し立てがないのはめずらしいことなのか、例年何件かあるのか。

### 25:○事務局

2、3年前に情報公開に関しての不服申し立てが1件あった。情報公開以外での不服申し立てはあるが、件数は非常に少ない。

### 26:○会長

情報公開制度については、以上とする。

平成30年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告について事務局より説明を お願いする。

### 27:○事務局

平成30年度古賀市個人情報保護制度運用状況の概要について説明する。平成30年度個人情報の開示請求は延べ16件となっている。内訳は、市内個人から開示請求が13件、市外個人から開示請求が3件となっている。個人情報保護制度の実施機関別の開示請求件数は、市長部局が15件、教育委員会が1件となっており、その他の実施機関に対しての開示請求はなされていない。開示請求に対する決定の状況は、全部開示が3件、部分開示が10件、不開示が3件となっている。不開示部分開示の理由別内訳は、個人に関する情報が6件、法人に関する情報が5件、評価等情報が1件、不開示が3件となっている。不開示等理由が複数ある場合があるため、3番の表の部分開示と不開示の合計件数13件と4番の表の部分開示と不開示の合計件数15件は一致しない。なおこれらの決定に対する不服申し立て等はなされていない。

### 28:○委員

年度別請求件数について、平成23年度が少なく、それ以降伸びているが何か 理由はあるか。

### 29:○事務局

採用試験の成績の開示請求が増えてきている。背景としては、請求者が学校から成績を求められていることがあるようだ。

### 30:○会長

最近は、開示請求で学校が採用試験の問題を請求することもあるようだが。

# 3 1:○事務局

試験問題については、古賀市は不存在である。試験問題は独自のものではなく、同日に試験を開催する市町村と同じ業者に委託しており、試験終了後、問題を返却している。

3 2 : ○委員

他市町村では、予備校が過去問を開示請求し、請求に応じたところと応じていないところがあるため問題になっているようだ。

3 3 : ○会長

詳細一覧表の7の請求について、古賀市以外にふるさと納税をしたことを知りたいということなのか。

3 4:○事務局

開示請求の内容は、平成28年度から平成30年度の私のふるさと納税に係る 文書、いつどこに寄付したかが分かるものとなっている。その請求に対して、平 成29年度分については開示しているが、平成28年度、平成30年度分につい ては不存在として回答している。

3 5 : ○会長

市民に関しては、市外に寄付したことが把握できるのか。

3 6 : ○事務局

税控除の対象になるので市税課で把握できる。

37:○委員

詳細一覧表の4、5、8について、請求者が自分で請求した住民票の交付申請 書を開示請求しているということか。

38:○事務局

第三者が住民票を請求する場合があり、その場合に誰から請求があったのかということについて、本人から照会があったということである。

39:○委員

詳細一覧表の15について、不開示とした部分である調査内容については、開示請求者についての調査内容を不開示としたのか、第三者である同じクラスの子等の調査内容を不開示としたのか。

40:○事務局

請求者本人の調査内容は不開示としていない。

41:○会長

報告書のようなものだからそれ以外のケースに関する部分を不開示とし、請求 者の部分に関するところだけを開示したのか。

4 2 : ○事務局

請求者の子供の部分だけを開示している。

4 3 : ○会長

開示した資料には、いくつかのいじめのケースが記載されていたのか。

4 4 : ○事務局

開示した資料には、実質的な内容はほぼ含まれておらず、どういった事実があ

ったかを項目から選ぶようなものになっており、その項目のうち、請求者本人に 該当する部分のみを開示し、その他の部分について不開示とした。

### 4 5 : ○委員

詳細一覧表の12の保護記録の開示請求について、一部不開示となっている。 ②個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報が不開示となっているが、 量が多かったのか。ケース記録については、踏み込んだ内容まで記載されている ものもあるようだが。

### 46:○事務局

事実の部分については開示している。評価の部分で、開示することで、判断する者に萎縮的効果を生んで、今後ケース記録に正しい情報が記載されない恐れがあるものについては、不開示にすべきと考えている。

### 47:○委員

詳細一覧表の14について、主治医の意見書が開示されているが、この意見書 については、本人に対する評価、判断の記載はなかったということか。

### 48:○事務局

本人が目にする可能性があるものについては、不開示とはしない。担当課に確認し、本人が目にすると想定されているものについては、医師もその前提で意見書を作っているため、不開示とする理由はないと考えている。

先ほどの、詳細一覧表の12のケース記録の開示請求についても、本人が知っている内容については、評価・判断を伴う内容であっても開示すべきと考えている。

### 49:○委員

職務上請求書の開示請求は増えているのか。

#### 50:○事務局

市では、第三者取得通知制度をもうけているためその影響もあると考えられる。

### 5 1 : ○委員

第三者取得通知制度とは、第三者による請求があった場合に通知する制度なのか。

### 5 2 : ○事務局

登録制ではあるが、第三者による請求があった場合に通知する制度である。この制度を使って通知を受け取った人は、だれが請求をしたかが分からないので開示請求をすることが考えられる。

### 5 3 : ○委員

第三者取得通知制度を設けると開示請求は増えるのか。

### 5 4:○事務局

増えると考えられる。

#### 55:○委員

通知を受けた方のうち何割くらいの方が請求されるのか。

### 5 6:○事務局

割合については、把握していない。第三者取得通知制度の所管は市民国保課になる。

# 57:○委員

第三者取得通知制度は、市民サービスとして非常によいと思う。古賀市のオープンな対応、個人情報保護に対する前向きな姿勢を市民の方に知っていただくよい取り組みであると思う。

# 58:○委員

実際、その取り組みが反映された結果、請求件数も伸びているのではないか。

# 59:○会長

情報公開制度については、以上とする。

その他について事務局から説明をお願いする。

# 60:○事務局

昨年度の審議会における質疑について回答する。

(別紙資料 「平成30年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護制度運営審議会における質疑」を読み上げる)

# 6 1 : ○会長

以上をもって、平成31年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会 を終了する。